

指定訪問介護 指定介護予防訪問介護・日常生活支援総合事業  
 おおひらき訪問介護サービス  
 重要事項説明書

(令和 5年11月 1日現在)

1 事業所の概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

|                |                             |
|----------------|-----------------------------|
| 法人名            | 有限会社インフィニット                 |
| 事業所名 (指定事業所番号) | おおひらき訪問介護サービス (0270302581)  |
| 所在地            | 〒031-0841 青森県八戸市大字鮫町字大開15-2 |
| 電話番号           | 0178-20-9510                |
| FAX番号          | 0178-32-1310                |
| サービスを提供できる地域※  | 八戸市                         |

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

| 職名                    | 資格       | 常勤  | 非常勤 | 兼務の別            | 合計  | 業務内容                               |
|-----------------------|----------|-----|-----|-----------------|-----|------------------------------------|
| 管理者<br>(サービス提供責任者 兼務) | 介護福祉士    | 1名  |     | あり              | 1名  | 介護従業者及び業務の管理                       |
| サービス提供責任者             | 介護福祉士    | 1名  | 1名  | なし              | 2名  | 利用調整・技術指導<br>入浴・排せつ・食事等の生活全般にわたる援助 |
| 訪問介護員                 | 介護福祉士    | 5名  | 6名  | あり<br>(非常勤兼務1名) | 11名 | 入浴・排せつ・食事等の生活全般にわたる援助              |
|                       | 実務者研修修了者 | 4名  |     | なし              | 4名  |                                    |
|                       | 初任者研修修了者 | 3名  | 4名  | なし              | 7名  |                                    |
|                       | ヘルパー2級   | 1名  | 4名  | あり<br>(非常勤兼務1名) | 5名  |                                    |
| 合計                    |          | 15名 | 15名 | -               | 30名 | -                                  |

(3) サービスの提供時間帯

|        | 通常時間帯<br>8:00~18:00 | 早 朝<br>6:00~8:00 | 夜 間<br>18:00~22:00 | 深 夜<br>22:00~6:00 | 備 考 |
|--------|---------------------|------------------|--------------------|-------------------|-----|
| 平日     | ○                   | ○                | ○                  | ○                 |     |
| 土・日・祝日 | ○                   | ○                | ○                  | ○                 |     |
| 休業日    | なし                  |                  |                    |                   |     |

※ 時間帯により料金が異なります。

## 2 当事業所の訪問介護及び介護予防訪問介護・日常生活支援総合事業の特徴等

### (1) 事業の目的及び運営の方針

|       |   |
|-------|---|
| 事業の目的 | 高齢者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、そのお客様が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としています。  |
| 運営の方針 | <p>(1) 指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護・日常生活支援総合事業は、お客様の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。</p> <p>(2) 自らその提供する指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護・日常生活支援総合事業の質の評価を行い、常にその改善を図ります。</p> <p>(3) 指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画に基づき、お客様が日常生活を営むのに必要な援助を行います。</p> <p>(4) 指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨としお客様又はそのご家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行います。</p> <p>(5) 指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。</p> <p>(6) 常にお客様の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、お客様又はそのご家族に対し、適切な相談及び助言を行います。</p> |

### (2) サービス利用のために

| 事 項        | 備 考  |
|------------|--|
| ホームヘルパーの変更 | 変更を希望される方はお申し出ください。                                      |
| 従業員への研修の実施 | 個人研修計画に基づく研修の実施、また年6回以上内部研修会を実施すると共に、外部研修会へも積極的に参加しています。 |
| サービスマニュアル  | サービスマニュアルに添った適切なサービスを提供します。                              |

## 3 サービスの内容

### (1) 訪問介護(要介護1～5の方)

#### ① 身体介護

- ・ 食事介助・・・食事の介助を行います。
- ・ 入浴介助・・・入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
- ・ 排泄介助・・・排せつの介助、おむつ交換を行います。

#### ② 生活援助(要介護1～5の方)

- ・ 買 い 物・・・お客様から依頼された買い物を行います。
- ・ 調 理・・・お客様の食事の用意を行います。
- ・ 掃 除・・・お客様の居室の掃除や整理整頓を行います。
- ・ 洗 濯・・・お客様の衣類等の洗濯を行います。

### (2) 介護予防訪問介護(要支援1・2の方)

- ・ 食事介助・・・食事の介助を行います。
- ・ 入浴介助・・・入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。

- ・排泄介助・・・排せつの介助、おむつ交換を行います。
- ・買 物・・・お客様から依頼された買い物を行います。
- ・調 理・・・お客様の食事の用意を行います。
- ・洗 濯・・・お客様の衣類等の洗濯を行います。

## 4 利用料金

### (1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）に対して介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の料金となります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

#### ①訪問介護サービス利用料 ( ) 内の金額：介護保険適用時の1割の自己負担額

|      |                  |                  |                  |                   |                      |
|------|------------------|------------------|------------------|-------------------|----------------------|
| 身体介護 | 20分未満            | 20分以上<br>30分未満   | 30分以上<br>1時間未満   | 1時間以上<br>1時間30分未満 | 1時間30分以降<br>30分増すごとに |
|      | 1,670円<br>(167円) | 2,500円<br>(250円) | 3,960円<br>(396円) | 5,790円<br>(579円)  | 840円(84円)を追加         |

|      |                  |                  |   |
|------|------------------|------------------|---|
| 生活援助 | 20分以上<br>45分未満   | 45分以上            | 身体介護に引き続き<br>生活援助を行った場合   |
|      | 1,830円<br>(183円) | 2,250円<br>(225円) | 20分以上 670円(67円)/回<br>45分以上 1,340円(134円)/回<br>70分以上 2,010円(201円)/回 |

|                    |                                     |
|--------------------|-------------------------------------|
| 特定事業所加算 (I)        | 上記所定単位数へ20%加算                       |
| 介護職員処遇改善加算 (I)     | 上記所定単位数へ 13.7%加算<br>(区分支給限度基準額の対象外) |
| 介護職員等特定処遇改善加算 (I)  | 上記所定単位数へ 6.3%加算<br>(区分支給限度基準額の対象外)  |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算   | 上記所定単位数へ 2.4%加算<br>(区分支給限度基準額の対象外)  |
| 同一建物利用者に対する減算 (I)  | 上記所定単位数へ10%減算<br>(区分支給限度基準額の対象外)    |
| 同一建物利用者に対する減算 (II) | 上記所定単位数へ15%減算<br>(区分支給限度基準額の対象外)    |

- ※ 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）帯は50%増しとなります。
- ※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- ※ やむを得ない場合で、かつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

②介護予防相当サービス・訪問型サービス利用料（ ）内の金額:介護保険適用時の1割の自己負担額

| 週1回程度の利用の場合           | 週2回程度の利用の場合           | 週2回程度を超えての利用の場合<br>(要支援2に限る) |
|-----------------------|-----------------------|------------------------------|
| 11,760円/月<br>(1,176円) | 23,490円/月<br>(2,349円) | 37,270円/月<br>(3,727円)        |

|                  |                                     |
|------------------|-------------------------------------|
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）    | 上記所定単位数へ 13.7%加算<br>(区分支給限度基準額の対象外) |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | 上記所定単位数へ 6.3%加算<br>(区分支給限度基準額の対象外)  |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 | 上記所定単位数へ 2.4%加算<br>(区分支給限度基準額の対象外)  |
| 同一建物利用者に対する減算（Ⅰ） | 上記所定単位数へ10%減算<br>(区分支給限度基準額の対象外)    |
| 同一建物利用者に対する減算（Ⅱ） | 上記所定単位数へ15%減算<br>(区分支給限度基準額の対象外)    |

③付加サービス利用料

|                               |                    |   |
|-------------------------------|--------------------|---|
| 初回加算                          | 2,000円/月<br>(200円) | 初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。  |
| 緊急時訪問介護加算<br>(但し、介護予防訪問介護は除く) | 1,000円/回<br>(100円) | 利用者様や家族様の要請を受け、ケアマネージャーが必要と認めとき、訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合。 |

(2) 交通費

前記1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域のお住まいの方は、介護従事者が訪問するための交通費の実費分として、1kmあたり40円をご負担していただくことになります。

(3) その他

ア お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担となります。

イ 料金の支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、毎月23日に口座自動引落としにてお支払いいただきます。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いします。

※ 居宅サービス計画（ケアプラン）または介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員または地域包括支援センターにご相談ください。

### (2) サービスの終了

ア お客様のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事業により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知します。

ウ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護状態区分等が、非該当（自立）と認定された場合（介護保険給付費でのサービスは受けられませんので、ご相談ください）
- ・お客様が亡くなられた場合

エ その他

- ・お客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービス終了させていただく場合がございます。

## 6 サービス内容に関する苦情

### (1) 弊社お客様苦情相談窓口

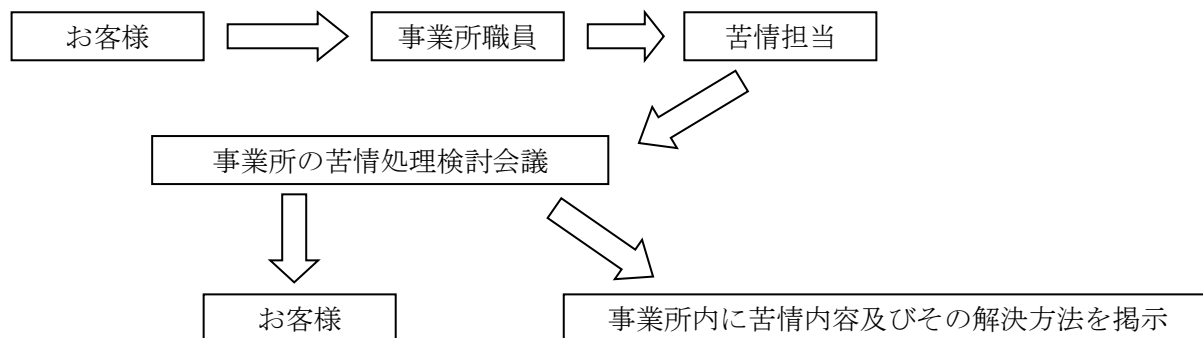
担当者 近藤 秀紀 (管理者)

電話 (午前9時～午後6時) : 0178-20-9510

(午後6時～翌午前6時) : 080-1664-9346

受付日 年中無休 (担当者不在時の連絡体制あり)

### (2) 苦情処理体制



### (3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 八戸市介護保険課

0178-43-9292

イ 青森県国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会)

017-723-1336

ウ 青森県運営適正化委員会

017-731-3039

## 7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡いたします。

|      |               |  |      |  |
|------|---------------|--|------|--|
| 主治医  | 氏名            |  |      |  |
|      | 病院名           |  | 電話番号 |  |
| ご家族  | 氏名            |  |      |  |
|      | 連絡先①          |  | 連絡先② |  |
| 事業所名 | おおひらき訪問介護サービス |  | 電話番号 | ① 9時～18時<br>0178-20-9510<br>② 18時～翌9時<br>080-1664-9346 |

## 8 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所のサービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

(当事業所は株式会社損害保険ジャパンと損害賠償保険特約を結んでおります。)

## 9 高齢者虐待の防止について

- (1) 「有限会社インフィニット 高齢者虐待防止のための指針」に則り、虐待の発生防止・早期発見、また虐待が発生した場合はその再発を防止するために適切な措置を講じます。
- (2) 当事業所の従業者は虐待防止に関する研修を年1回以上行います。

## 10 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を洩らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を洩らしません。
- (3) 事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、予め文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

私は、当該(介護予防)訪問介護事業所の利用開始にあたり、本書面にて、事業所職員( )より、重要事項の説明と交付を受け、サービスの利用開始に同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

(続柄： )